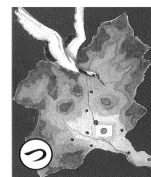




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年11月22日(木) 号外(第2号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第319号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年11月22日

群馬県知事 大澤 正 明

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン(通称名3-F E A、3-f l u o r o e t h a m p h e t a m i n e)及びその塩類
- (2) N-エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン(通称名4-F E A、4-f l u o r o e t h a m p h e t a m i n e)及びその塩類
- (3) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロプロパンカルボキサミド(通称名C y c l o p r o p y l f e n t a n y l)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

平成30年11月24日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。